

# 大館市工事検査規程

大館市工事検査規程（昭和 63 年規程第 17 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令及び大館市財務規則（平成 14 年規則第 26 号）に特別の定めがあるものを除くほか、工事の適正かつ効率的な施工を確保するために行う検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、「工事」とは、本市が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄に掲げる工事をいう。

（検査の種類）

第 3 条 検査の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成後に、当該工事の出来形及び品質について行うものとする。
- (2) 中間検査 工事の施工途中で、工事の完成後では検査が著しく困難なものについて行うものとする。
- (3) 出来高検査 工事の完成前に、当該工事の既成部分の出来高について行うものとする。

（検査の方法）

第 4 条 検査は別に定めるところにより、工事請負契約書、設計図書、仕様書、その他関係書類に基づき使用材料、施工状況、出来形及び品質をそれぞれ書類及び実地について検査し、その適否を明らかにするものとする。

（検査を行う者）

第 5 条 検査は、次に掲げる者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

- (1) 総務部契約検査課に所属する職員
- (2) 工事担当課の職員で市長が命ずる者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

（検査の時期）

- 第 6 条 完成検査は、工事完成届の提出があったときに行うものとする。
- 2 出来高検査は、既済部分検査請求書の提出があったときに行うものとする。
  - 3 中間検査は、工事の施工途中において必要に応じて行うものとする。
  - 4 市長は、特に必要と認めたときは、前 3 項の規定にかかわらず、検査員に随時検査を行わせることができる。

（検査の手続き）

- 第 7 条 工事担当課長は、検査員が検査を行うときは、当該工事の施工に係る関係者（以下「関係者」という。）に検査の対象、日時、場所その他必要な事項を連絡又は通知をし、関係者の立会いを求めるものとする。
- 2 工事担当課長は、検査上必要な機械器具、帳簿等を準備させるほか、工事現場に必要な措置をするようあらかじめ連絡又は通知をするものとする。

（検査後の措置）

第 8 条 検査員は、検査が終了したときは、速やかに検査報告書を作成して市長に提出しなければならない。この場合において、検査の結果、事業の遂行について改善を要すると認めた事項に関し、意見を付することができる。

- 2 検査員は、検査の結果について、書面により当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に通知するものとする。
- 3 検査員は、工事目的物を最小限度破壊して検査する必要があると認められたときは、書面その他の方法により請負者に通知するものとする。

（検査員の心得等）

第9条 検査員は、検査を行うにあたっては、常に厳正かつ公平な態度を保持しなければならない。

- 2 検査員は、検査を行うにあたっては、その身分を示す検査員証（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

（検査の停止）

第10条 検査員は、妨害、拒否その他の事由により検査の実施が困難であると認めたときは、検査を停止し、直ちにその旨を上司に報告してその指示を受けなければならない。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成20年3月31日において、この規程による改正前の大館市工事検査規程に基づいて発行された工事検査員証は、この規程において発行された工事検査員証と見なす。

検 査 員 証

（表面）

（裏面）

9cm

第 号

工事検査員証

氏名

年 月 日生

大館市工事検査規程第5条の  
規定による検査員であることを証明する。

年 月 日

大館市長 ⑩

5.5cm

注 意 事 項

- 1 本証は、市が施行する工事の検査に際し必ず携帯すること。
- 2 本証は、検査を受ける関係者から請求があったときは提示すること。
- 3 本証を貸与又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。
- 5 退職等のため不要となったときは、本証を返還すること。

